



広島市

成年後見人等のみなさまへ

送付先変更の一括受付のご案内

令和5年10月2日（月）～受付開始！



広島市からの通知書などの宛先を、**成年後見人等へ変更**する複数の手続きについて、**一つの窓口でまとめて**お手続きできます。（※保佐人・補助人・任意後見人を含みます。）

【対象手続】

介護保険、後期高齢者医療、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護、被爆者援護、国民健康保険、市税、徴収、水道料金・下水道使用料に関すること

詳細はこちら↓↓↓



【手続きに必要なもの】

- **成年後見人等への送付先変更届**（以下「変更届」といいます。）
 - ※ 変更届（登録）の提出後に成年後見人等が交代した場合は、後任者が変更届（変更）を提出すれば、前任者の変更届（取消）は不要です。
- **本人確認のできるもの**
 - ※ 運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポートなどの提出者（窓口に来た人）の本人確認書類が必要です。
- **登記事項証明書**
 - ※ 登記事項証明書の取得が可能となる前に届出を希望する場合は、登記事項証明書の代わりに審判書謄本と審判確定証明書が必要です。
 - ※ 取消の届出の場合は不要です。
- **代理行為目録（保佐、補助、任意後見の場合）**
 - ※ 取消の届出の場合は不要です。
- **委任状または届出人と提出者の関係がわかるもの（届出人と提出者が異なる場合）**
 - ※ 法人後見又は届出人の事務所の職員が提出する場合は、社員証や名刺などの届出人との関係がわかるもので代替可能です。
- **送付先のわかるもの（登記事項証明書に記載された住所以外に送付する場合）**
 - ※ 名刺やパンフレットなどの送付先のわかるものが必要です。
 - ※ 取消の届出の場合は不要です。

【提出方法】

- **持参の場合**
成年被後見人等のお住まいの区福祉課、区生活課、区地域支えあい課、区保険年金課、市税事務所・税務室、収納対策部、水道局営業課のうち送付先変更を希望するいずれかの窓口へ
- **郵送の場合**
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34
広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 成年後見制度担当者宛て
- **電子申請の場合はこちらから** →



【問合せ先】

広島市健康福祉局
高齢福祉部高齢福祉課
TEL:082-504-2145
FAX:082-504-2136